

保険医療課からのお知らせ

医療費助成制度



市では、乳幼児や心身に重い障がいのある方、ひとり親家庭の方などが、病院などにかかったときに、医療費の自己負担額の一部を助成しています。

新しく申請するとき

新しく対象になる方は、健康保険に加入している下記の表にあてはまる方です。忘れずに申請手続きをしてください。

※どの場合も所得制限あり

手続きの方法

健康保険証、身体障害者手帳か診断書・療育手帳などを窓口に参加してください。

※転入してきた方は、所得・課税状況・扶養人数がわかるもの（所得・課税証明など）が必要です

※申請時の届出内容（住所や健康保険など）に変更があったときは、速やかに届け出てください

制度区分	医療費助成の対象	助成の内容
乳幼児など	<ul style="list-style-type: none"> ●小学校就学前の乳幼児の入院・通院にかかる医療費 ●小学生の入院・訪問看護にかかる医療費 ※小学生の場合、入院が訪問看護を受けるときに申請してください 	<ul style="list-style-type: none"> ●市民税課税世帯の方は自己負担が1割 月額上限 入院 44,400円 通院 12,000円 ●3歳未満の乳幼児と市民税非課税世帯の方は自己負担が初診時一部負担金のみ 初診時一部負担金 内科 580円 歯科 510円 柔道整復（乳幼児除く）270円
重度心身障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ●身体障害者手帳の交付を受け、障害等級が1級・2級か3級の内部疾患（心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がいのある方）に該当する方 ●重度の知的障がいと判定・診断された方（療育手帳ではA判定） ※上記のどちらも入院と通院が対象 ●精神障害者保健福祉手帳1級に該当する方は、通院のみ対象 	
ひとり親家庭など	<ul style="list-style-type: none"> ●ひとり親家庭等の世帯で18歳に達する年度末までの児童（18歳以上の児童で進学などにより扶養されている場合は、申請により20歳に達する月まで対象） ※入院・通院とも対象 ※この児童を扶養している母（父）は、入院した場合のみ対象 	

すでに受給者証を持っているとき

現在お使いの受給者証は、有効期間が7月31日で満了になるので、新しい受給者証を7月中に郵送する予定です。

左記のどちらにあてはまる方は平成26年分所得などの確認書類の提出を個別にお願いしています。

まだ提出をしていない方は、受給者証の交付ができませんので早急に提出してください。

①今年1月2日以降に伊達市に転入された方

②世帯の主たる生計維持者の方が伊達市外にお住まいの方

提出書類

平成27年度所得・課税証明書か平成27年度市（町村）民税・道（都府県）民税特別徴収税額の通知書

注意

平成27年度住民税申告（平成26年分確定申告）をしていない方は申告をしてください。

収入のない方や障害年金・遺族年金受給の方（課税収入のない方）も住民税の申告が必要です。

申告は、市保険医療課医療給付係

か大滝総合支所で受け付けます。

問 保険医療課医療給付係

（市役所1階③番窓口）

☎23-3333-1内線280・287

後期高齢者医療被保険者証が

新しくなります



保険証

現在お使いの保険証は、有効期間が7月31日で満了になるので8月以降は使用できません。

7月中に新しい保険証がお手元に届きますので、今までお使いの黄緑色の保険証を破棄し、新しい「オレンジ色」の保険証をお使いください。 ※新しい保険証の有効期限は来年7月31日までの1年間です

減額認定証

現在お使いの減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）の有効期間も7月31日で満了です。引き続き交付対象になる方には、7月中に保険証と一緒にお届けしますので、8月1日からは今までお使いの黄色の減額認定証を破棄し、新しい「ピンク色」の減額認定証をお使いください

さい。
有効期限は、保険証と同じ1年間です。

新たに必要の方は、左記の交付要件にあてはまることを確認し、担当窓口に申請してください。

交付要件

区分Ⅱ 世帯全員が住民税非課税
区分Ⅰ 世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のどれかに該当する方

● 世帯全員の所得が0円の方（公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方）

● 老齢福祉年金を受給されている方

● 北海道後期高齢者医療広域連合

☎011-290-5601

● 保険医療課医療給付係

（市役所1階③番窓口）

☎23-3333-1内線280・287

**「脳ドック」で
脳の病気をチェック**



脳ドックは、頭部MRIなどの検査で脳の健康状態を詳しく診断します。脳の病気が自覚症状が少ないため、なかなか自分では判別するのが難しく、発症したときは重症になることが多いといわれていますが、この検査をすることで、脳卒中や脳梗塞などの病気の恐れを事前に察知することができます。

検査費用は健康保険が適用しないので全額自己負担ですが、市では皆さんの健康維持のため、年に一度、費用の7割を助成しています。この機会に検査を受けてみませんか。

助成の条件

● 今年7月1日現在で、1年以上伊達市国民健康保険に加入している満30歳以上の方

● 平成26年度国民健康保険税を完納している世帯の方
※左記にあてはまる方は、脳ドックの助成の対象外です

● 脳疾患で脳神経外科を受診中の方
● ペースメーカーを使用中か、インプラント治療を行った方

● 妊娠中か妊娠の可能性がある方
● 特定健康診査（集団・個別健診）か厚生連巡回ドックを受診する方
● 昨年度、脳ドック費用助成を受けただ方

● 後期高齢者医療制度や他の健康保険に加入されている方

申込方法

窓口申込 保険証を持参ください。
電話申込 被保険者番号・住所・氏名・生年月日・性別・電話番号などを伝えてください。

申込期限

7月10日（金）

保険証（オレンジ色）

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 平成28年 7月31日	
被保険者番号	01234567
住所	広城市連合町1丁目
氏名	広城 太郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
資格取得年月	平成20年 4月 1日
発効期日	平成20年 4月 1日
交付年月日	平成27年 7月 1日
一部負担金の割合	1割
被保険者番号並びに被保険者の名称及び印	39011010 公印(朱) 北海道後期高齢者医療広域連合

減額認定証（ピンク色）

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	
交付年月日 平成27年 8月 1日	
被保険者番号	01234567
住所	広城市連合町1丁目
氏名	広城 太郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
発効期日	平成27年 8月 1日
有効期限	平成28年 7月31日
適用区分	区分Ⅱ
長期入院歴当年月日	平成27年 8月 1日 保険者印 印
被保険者番号並びに被保険者の名称及び印	39011010 公印(朱) 北海道後期高齢者医療広域連合

脳ドック実施医療機関

医療機関名	検査日時	定員	検査項目	自己負担額
だてクリニック （松ヶ枝町60-4 ☎21-6001）	8月1日からの毎週月・火・木・金曜日 午前8時30分～（予定）	180名 ※申込多数時抽選	問診、身体計測、血圧測定、尿・血液学・生化学検査、心電図検査、胸部レントゲン検査、頭部MRI（断層撮影）、頭部・頸部MRA（血管撮影）、総合診断	7,942円 （市助成額：18,800円）
伊達赤十字病院 （末永町81 ☎23-2211）	8月1日からの平日（第4・5週は除く） 午前8時20分～（予定）			

※脳ドックの助成を受けた方は、今年度「短期人間ドック」の助成は受けられません
☎23-3333-1内線281・284・286

※検査後には診察がありますので、詳しくは医療機関とご相談ください